

続 大 学 寮 覚 書

——高明士氏の批判に答える——

久 木 幸 男*

Notes on *Daigakuryô* (National University
in Ancient Japan), Continued

Yukio HISAKI*

序

やや旧聞に属するが、台湾大学教授高明士氏の学位請求論文（東京大学）が、『唐代東亜教育圏の形成——東亜世界形成史的一側面』と題して公刊された（1984年1月、国立編訳館中華叢書編審委員会刊）。本文500頁の大著である。同氏の前著『日本古代学校教育の興衰と中国的関係——中国教育文化圏在東亜之形成的研究之一』（1977年3月）で示された、中国教育の古代日本への影響という視点を拡大し、叙述を整え論旨を深めた力作である。すなわち、一方には漢より唐に至る中国学校教育の発展を跡づけるとともに、他方、日本のみならず朝鮮、ベトナム、高昌、渤海等、古代東アジア世界全体に視野を拡げて、これら諸国に及んだ中国教育の影響が克明に分析されている。周知のように比較教育史ないし教育交流史の研究は、近代に関してはわが国でも著しい進展が認められ、比較教育史研究会の研究報告書「比較教育史の総合的研究」（1980～82年）が公刊されたほか、同研究会メンバーによるシリーズ「異文化接触と日本の教育」全8巻の刊行が進んでいる¹⁾。ただ前近代についてはほとんど未開拓であり²⁾、高氏の近著がわが国学界に好刺激を与えることが期待される。

古代東アジア世界全体に広く深く目を配った高氏近著を巨細に論評することは、視野狭小の筆者の任ではなく、本稿ももとよりそれを試みようとするものではない。ただ同書ではわずか2か所ながら拙説に対して批判されているので、不十分ではあるけれどもそれに答えたいと思う。

高氏は先の『日本古代学校教育の興衰と中国的関係』（以下前著と略称）において、拙著『大学寮と古代儒教』（1968年3月、以下旧著と略称）に対し8点にわたって批判を加えられた。それに対しては拙稿「大学寮覚書」（本紀要19集、1978年11月、以下前稿と略称）で逐一お

* 教育学教室 (Dept. of Education)

答えした。その8点とは、①大学寮創設年次の問題、②南朝・朝鮮学制の影響、③得業生の性格、④739年の式部省蔭子孫入学問題、⑤学生給食の問題、⑥伝生の性格、⑦弘文院の性格、⑧頻三下の適用範囲、である。そのうち⑤については旧著に史料の見落としのあることを発見したので拙説の誤りを認めたが、他の7点に関しては旧著の主張が誤っていないことを論証しようと努めた。ところが高氏は今回の『唐代東亜教育圏的形成』(以下近著と略称)において、①③に関して前稿を批判された。批判されたのはわずか2点であるが、近著で日本について論じた下篇第2章日本古代的学校教育45頁のうち、約10頁が前稿批判に当てられている。高氏が①③の論点を非常に重視されていることがうかがわれる。氏の重視されるところを黙殺することは、かえって非礼に当たるとも思われるので、再度氏の批判にお答えすることにした。なお近著で取り上げられなかった②④⑥⑦⑧の5点については前稿拙説を認められたのか、それとも再批判を保留されたのか必ずしも明らかでない。もし後者なら、機を見て再度のご批判を頂きたいと思う。

注

- 1) 1987年4月までに、石附実『教育博物館と明治の子ども』木村力雄『異文化遍歴者森有礼』の二点が刊行をみている。
- 2) わが国近世の藩校を東アジア史的視野からとらえなおすべきことが多賀秋五郎氏によって提起され、林友春氏は中国の書院が藩校に及ぼした影響を論じているが(多賀秋五郎「東アジア的視野よりみた藩学の基礎的・総合的研究」、林友春「中国の書院教育と藩学」、『藩学史研究』1号、1981年4月。多賀秋五郎編著『藩学史研究』1986年10月に再録)、比較教育史研究は前近代に関してはまだ緒についたばかりの状態にある。

I

高氏が近著において拙説を再批判されたのは上記の如く2問題についてであるが、両問題ともそれぞれいくつかの論点を含んでいる。そこでまず大学寮創設年次問題に関する高氏説と拙説との対立点がどこにあるかを整理し、氏の拙説批判の当否について検討する。対立点の整理についてはできるだけ筆者(=久木)の主観の混入を避けるため、高氏の要約¹⁾の線に沿って進めたい。

高氏は前著自説の要点を次のようにまとめられている。

(一)日本における学校は、(1)近江令制定の668年(天智7)令制上における学校制度が創設され、(2)670年(天智9)学官が設置され、(3)675年(天武4。ただしこれは後述の如く674年の誤記)学生を「招収」して課業を授けた。(4)学校創設過程を考えるに当っては、「形式意義的学校」の成立、つまり学校制度の制定と、「実質意義的学校」の出現、つまり実際の開校とを区別することが必要で、668年は「形式意義的学校」の始まる年であり、675年に至り「実質意義的学校」が成立した。276年から293年にわたった西晋国子学創設過程をみても「形式意義的学校」と「実質意義的学校」とは同時に出現するものとは限らず、このことは大学寮設立が668年に始まり675年に完了したとする高氏説を補強するものである。

(二)創設当初から学校名は大学寮であって、鬼室集斯が就任した学職頭は単に「学校教

職長官」で「一校之長」を指すものではなく、従って学職は「学校初創之名」ではない。

叙上の高氏説を批判した前稿拙説は、高氏によって次のように要約されている。やや正確を欠くかと思われる点もあるが、そのことについては後述にゆずり、高氏による要約を次に摘記する。

(一)久木は依然として、670年に(1)学校が創設され、(2)学官がおかれ、(3)学生が「招収」されたと主張している。(4)形式意義の学校と実質意義の学校とを区別する必要はなく、近江令制定の668年は学校創設の年とみることはできないし、西晋国子学の例も「異例」にすぎない。

(二)「学職」の「職」は後世の「寮」に当り、『天武紀』『持統紀』の『「大学寮」の事』を無批判に信じるのは危険であって、創設時の学校名はやはり「学職」である。

以上のように高氏説・拙説をまとめた上で、高氏は前稿拙説を批判されるのであるが、批判の中心は(一)の(4)および(二)におかれている。前者について高氏は、(A)西晋国子学の設立過程が極めて長期にわたったことを別にくわしく論じるとともに、(B)前稿拙説がこのケースを「むしろ異例というべきではなからうか」としたことを反駁して、決して「異例」ではないと主張される。(C)後者については「学」「職」の語義・用例をさまざまな事例に即して検討した上で、学職頭は「学校教職の長官」とも、「学官(館)(とくに大学寮を指す)の長官」とも解することが可能で、「あえて断定しない」が、「学職を以て学校初創の名称とするべきでないことを確信する」と述べ、「古代学校初創の名称」はやはり大学寮であると結論されている。

高氏が前稿拙説のうち大学寮創設年次問題に関して提起された論点は以上の(A)～(C)にほぼ尽きるが、氏が比較的軽くふれられている事柄であっても看過できない問題もあるので、それらを(D)とし、最後に得業生の性格に関する問題を(E)として、以下(A)～(E)の順に、高氏近著の所説を検討していきたい。なおここで、史料や関連先行研究の利用・援用の仕方に関し本稿と前稿とでは多少相違する点があることに、一言ふれておきたい。前稿では旧著拙説の誤りを訂正する場合を除いて、旧著で用いなかった史料の利用や研究文献の援用を原則として避けるように努めた。新史料・新文献によって拙説を補強するのではなく、旧著に対する諸批判の当否を、できるだけ旧著の論証の仕方に即して、検討したいと考えたからである²⁾。しかし高氏近著は、前著で使用されなかった新史料や参照されなかった研究文献を用いて自説の補強を試みておられるので、本稿でもそれに対応する仕方を採用する。

(A)西晋国子学の設立過程 高氏は西晋国子学が段階的に設立されたと論じ、この議論に基づいて氏のいわゆる「形式意義的理論」を提起し、この「理論」に依拠して大学寮の段階的成立を主張されるわけであるが、前稿でもふれたように「形式意義の学校」と「実質意義の学校」とが論理的に区別し得るものであることは、改めていうまでもないところである。また一般的にいて、法令の制定発布とその施行とが厳密に同時になされないことも、恐らく古今東西を通じてしばしば見られるところである。高氏の「形式意義的理論」は、もちろんこうした一般論に「理論」の名を冠せられたものではなく、学校の設立が段階的になされることがあるということ「理論」として主張されたものであろう。そ

の確かな事例とされているのが西晋国子学の場合であるが、前著ではあまり詳しく述べておられず、従って前稿でもとくに検証対象とはしなかった。ところが近著では約9頁にわたって詳細な論述があるので、高氏の主張をまず聞いてみたい。そのアウト・ラインは恐らく次のように要約できるであろう³⁾。

(i) 268年(泰始4)の泰始令には学令が存在するので、西晋の国子学はこの年に「建立」されたと考えられる。しかしそれは「形式意義之学校的建立」、すなわち「令制上、其の制度が建立」されたにすぎず、国子学の施設が設けられたことを意味しない。

(ii) この学令の規定に基づいて国子学の施設が設けられたのは276年(咸寧2)である。『晋書』巻3、武帝紀はこの年「立国子学」とし、『宋書』巻14、礼志は同じく「起国子学」とするが、成立の早い『宋書』の表現に従うなら、「起国子学」とは、「学館を建築することを指して言う」ことが明白である。

(iii) 『晋書』巻24、職官志は、278年(咸寧4)「初立国子学」というが、これは学官を「定置」したことを意味する。

(iv) 『南齊書』巻9、礼志の曹思文「上表」に、293年(元康3)「始立国子学、官品第五以上、得入国学」とみえるのは、この年「学生を招取することを開始」したことを意味し、「実質意義的学校」はここに完成したといえることができる。

以上のうち(ii)~(iv)は、前著における所説を、それぞれ典拠を示して詳細に敷衍されたものであるが、(i)は近著で始めて提示されたところで、これに従えば西晋国子学は「形式意義之学校的建立」から「実質意義的学校」の完成まで、足かけ26年を要したことになる。とくに(iii)と(iv)の間には15年の間隔があり、施設も学官もとのいながら一世代の半ばに当る期間学生が「招取」されなかったというのは、すこぶる奇異の事柄である。その間どのような事情があったと考えられるのか、高氏は全くふれておられないので論じようがない。従ってこのことについては当面保留することとし、以下(i)~(iv)について逐次吟味してみよう。

(i) 泰始令に学令が存在したことは確かであるが、単にそのことのみを理由にして国子学の規定が泰始令に含まれていたということとはできない。学令はもとより学校の存在を前提にはいるけれども、学校即国子学とは限らないからである。泰始令制定に先立つ267年、太学がすでに存在した明証がある⁴⁾。ところが『太平御覽』に収載された晋令逸文に「博士祭酒、掌国子学、而国子生師事祭酒、執經葛巾单衣、終身致敬」という条文がみえる⁵⁾。高氏も学令の一条として「博士祭酒掌国子生師事。祭酒執經、葛巾单衣、終身致敬」を引用しておられるが、高氏引文では「掌国子生師事」の意味が明瞭でないのみならず、祭酒が「葛巾单衣」を身につけるといっても不可解である。『太平御覽』収載文の方を採るべきであろう。後者に依った場合、博士祭酒の職掌と国子生の任務とを規定したことが明らかなこの条文は、学令よりも吏員令の一項とみるのが適切ではないかと思われる。仁井田陞氏が復原した唐の学令13か条中に「掌」の語は全くみえず、職員令に専ら現われていることも、恐らくその傍証になる⁶⁾。要するに泰始の吏員令には、国子学・博士祭酒(高氏は国子祭酒と同義とされるが、従うべきであろう)・国子生の規定があったということになるのであるが、高氏は上記のほか晋令逸文4か条(その中には吏員令に属すると思われるも

の、学令に含まれるとみられるものがある)を引いて、学官の任用・学生の任官・地方の小学設置等の規定がそこに見られるとしておられる。この点を含め(i)に関する高氏所説は、その論証過程は別として、結果としては承認されてよいのではないかと思われる。

(ii) これに対して、276年に国子学の施設が始めて建てられたとする高氏説の根拠は、かなり薄弱なように見うけられる。成立時期の古さを唯一の根拠として高氏が依拠された『宋書』は、多賀秋五郎氏によれば「欠陥が多い書とされ、また、後人の改編や増減がある」という⁷⁾。その欠陥の一つとして多賀氏は、西晋国子学について「起国子学」「晋初復置国子学」⁸⁾という、「首肯できない」矛盾した記述が『宋書』に存在することを指摘されている。高氏は「起国子学」の記述を引かれたが、「晋初復置国子学」という記述には全く言及されていない。一体高氏は(ii)～(iv)に引用された『晋書』『宋書』『南齊書』の諸記述を「並不衝突」と見なしておられるのであるが、同じく『宋書』にみえる矛盾した上の二記事も、また「不衝突」とされるのであろうか。それとも「当採用」とされた『宋書』が「欠陥が多い書」であることを認められるのであろうか。

高氏所説の根拠の不確かさは、「起国子学」の「起」を「建築する」という意味に限定解釈された点にも求められる。高氏はこの解釈が『通典』巻53、礼典や、呂思勉『兩晋南北朝史』(1969年)に基づくものであることを注記しておられる。しかし「起」の唯一の意味が「建置屋宇」でないことはいうまでもない。訓詁の問題に深入りする能力も意図もないが、試みに叙上の意味の「起」の用例を拾うと、「上起神屋」(『漢武故事』)、「明帝欲起北宮」(『東觀漢記』)、「青龍三年、起大極殿」(『魏略』)など多くの例を見出すことができる⁹⁾。しかし一方には、同じく「建置屋宇」の意味で「立」(「鄴城西北立台」、『鄴中記』)、「造」(「造万金堂於西園」、『統漢書』)、「興」(「乃興平楽」、『平楽館銘』)、「修建」(「漢桓帝修建屋宇」、『頼郷記』)など「起」以外の文字が使われている例もすこぶる多い¹⁰⁾。これらの諸例に徴する限り、「起」を「建置屋宇」と一義的に解することはできないのである。

(iii) 278年に国子学の学官、すなわち国子祭酒(博士祭酒)・国子博士・助教等が「定置」されたとする高氏説は、(ii)以上に成立し難いのではないかと思われる。この年以前に学官であったことが明らかな人物の例が、高氏自身の記述の中に2例見出されるからである。その一例は「咸寧初」に「猶任国子祭酒」じていたと高氏が述べている劉毅であり、他の一例は咸寧3年(277)の詔によって「宜訓導国子」と命ぜられたことを高氏が明らかにされた庾純である。咸寧という年号は5年で終わっているので、劉毅が国子祭酒であった「咸寧初」とは咸寧元年ないし2年、すなわち275年ないし276年である。しかも彼はこの時祭酒に新任したのではない。これより先、坐事免官となり、この年祭酒に復任したのであるから¹¹⁾、その初任は270年(泰始6)前後まで遡り得る可能性がある。この任命が泰始令の規定に依ったものであることは、高氏のいわれる如くであろう。もっとも高氏は祭酒の職掌は「起初或係籌備事宜」と推測しておられるが(推測の根拠は示されていない)、前頁にあげた吏員令逸文から知られる限りでは、祭酒職掌は「掌国子学」である。高氏推測の、天子の顧問的役割を併せて有していたかもしれないが、劉毅の祭酒就任が高氏のいわれるように泰始令に基づくものであった以上、吏員令規定の職務に彼が携っていたことは間違いないであろう。

一方庾純が咸寧3年詔によって任命された職は、「訓導国子」の語からみて国子博士と見なし得る余地もあるが、やはり高氏推定のとおり祭酒だったとすべきであろう。彼が278年に祭酒であったことは高氏の明らかにされたとおりだと思われるからである。ところが庾純は、司空賈充と争って一たん免官され、のちに「復以純為国子祭酒」という事実がある¹²⁾。賈充が司空だったのは275～276年のことなので¹³⁾、庾純はこれより以前に祭酒に任ぜられており、この時一たん免官、その後復任したものであろう。前記咸寧3年詔は、この復任の際のものだったかもしれない。以上をまとめると、270年前後に劉毅が祭酒に任ぜられ、その免官のあとをうけて庾純が就任、庾純が免官になった275～276年頃劉毅が復任、次いで277年庾純が復任したということになる。

国子博士に就任した人物については高氏は全く述べておられないが、咸寧初、つまり275～276年頃、曹志が国子博士になっている事実がある¹⁴⁾。のち祭酒に遷任しているが、それは齊王攸が大司馬に任じた282年(太康3)¹⁵⁾にわずかに先立つ頃のことであったようである。

叙上のように管見の限り祭酒初任が270年頃、国子博士初見が275～276年頃であるとすると、278年に始めて学官が「定置」されたとする説は、もちろん成り立たないことになる。この説の典拠とされるのは『晋書』巻24、職官志の次の記述であるが、これまでに明らかになった事実とこの記述とは全く相反する。

晋初承魏制，置博士十九人。及咸寧四年，武帝初立国子学，定置国子祭酒，博士各一人，助教十五人，以教生徒。博士皆取履行清淳，通明典儀者，若散騎常侍，中書侍郎，太子中庶子以上，乃得召試。及江左初，減為九人。元帝末，增儀礼，春秋公羊博士各一人，合為十一人。後增為十六人，不復分掌五經，而謂之太学博士也。孝武太元十年，損国子助教員為十人。

両者の整合をあえて求めようとすれば、(a)「咸寧四年」を「泰始四年」の誤記とみなして改めるか、(b)泰始令には規定がなかったかもしれない「助教15人」の設置による国子学の整備を「立国子学」の内容と考えるか、(c)冒頭部分を「晋初承魏制，置博士十九人，及咸寧四年。」と、句読点を改めて読みかえるか、の三つの方途が考えられる。このうち(a)によれば国子学が設けられ学官が置かれたのは泰始令による、ということになり、上来明らかになった諸事実とに整合するが、「咸寧」を「泰始」の誤りとするのは恣意的解釈だとの譏りを免れない。(b)の助教15人設置は確かに国子学の整備には違いないが、助教は晋に始まるものではなく魏の太学にも助教があったので¹⁶⁾、これを「初立」と呼ぶのは、やはり無理であろう。(c)に対しても恣に句読点を改めたとの批判があるかもしれないが、原文にはもともと句読点はないはずである。その上職官志は職官の沿革を記すに当って、帝号・年号の順に書いていることが多い¹⁷⁾。従って「咸寧四年」が「初立国子学」にかかるなら「武帝咸寧四年初立国子学」と書くべきであろうが、そうっていないのは、「咸寧四年」を上文にかけて読むべきことを意味すると思われ、決して恣意的に句読点を改めたことにはならないであろう。またこのように読めば、上引文冒頭の一節は「晋初承魏制……及咸寧四年」という構文になり、文章表現上も無理がないと思われる。

『宋書』巻14、礼志の「晋武帝泰始八年，有司奏，太学生七千余人，才任四品聽留。詔，

已試終者留之，其余遣還郡国。大臣子弟堪受教者，令入学」という記事によると，泰始8年(272)から太学の縮少＝太学生の淘汰が始められていることが知られる。太学生の減員は太学博士のそれを伴ったはずであるが，それには恐らく数年を要したであろう。太学博士19人という晋初の体制が278年までつづいたとする(c)の読みは，このことに照らしても妥当性をもつとってよいであろう。

iv)293年に国子学が学生を「招収」し「課を授くることを開始」したとする高氏の説も，非常に疑問が多い。高氏が庾純の祭酒任命を示す史料とされた咸寧年3詔には，明らかに「宜訓導国子」とある。国子は「国子学生」，訓導は「授課」と解するのが穏当であるから，高氏提示のこの史料によれば，277年当時すでに学生が「招収」され，「授課」がなされていたということにならざるを得ない。国子を「国子学生」ではなく貴族子弟の汎称と見る余地も皆無ではないが，高氏自身は咸寧3年詔が祭酒の任務とした「訓導国子」は晋令逸文(本稿90頁)の規定と同じ，つまり詔のいう国子は後者の国子生と同じだと解しておられる。つまり高氏が使用された史料，咸寧3年詔を氏の解釈に従って読む限り，277年には国子学生が存在し，彼らに対する「訓導」も行われていたということになり，高氏所説が氏自身によって否定されるという奇妙な結果に陥っている。

奇妙といえば，前頁所引『晋書』職官志のうち「以教生徒」の4字を高氏が読み落されているのも，すこぶる不思議である。通常の——従って高氏も採用された読み方によれば，祭酒・博士・助教が「定置」され，「以教生徒」えたのは278年ということになる。もっとも筆者(久木)は上記(c)説を妥当と考えるので，278年が「以て生徒を教」えることの始った年とはみなさないが，むろん高氏の293年説に左袒するものではない。遅くも277年には国子生が存在したことが上述のように確かである上に，275年頃国子生であったと推定される人物が存在するからである。

その人物とは西晋(266～385)初期に国子学に入学，しかも「少遊国学」んだとされる東哲である。「少遊」の「少」が晋令戸調令にいう「小」，つまり12歳以下を指すのか，あるいは日本養老令が「少」，晋令が「次丁」とする15歳ないし16歳以下をいうのか，それとも漠然と「若年」の意味であるかは明らかでない¹⁸⁾。恐らく15～16歳から20歳以下とみて大過ないであろう¹⁹⁾。ただ彼の入学年時はその伝にも明記されていないが，次のようにそれを推測する材料となり得る記述が伝中に含まれている²⁰⁾。

①国子学在学中，博士曹志に好学者と認められる。②孝廉・茂才(秀才)に察挙されたが，政界の有力者石鑿に疎まれ，太康中(280～289)郷里に閑居する。③太康2年(281)，先に発掘されていた竹簡²¹⁾を解説し，著作から尚書郎に遷る。④石鑿死後，司空張華のもとで賊曹属となる。⑤相国趙王倫に記室となることを求められる。⑥病気を理由に記室を辞し門弟を教授したが，40歳で死去。

このうち①②③④の年時は東哲伝に記されていないが，いずれも推定可能である。先述のように曹志が国子博士であったのは275～282年頃のことであるが，東哲はすでに281年には著作であったことが⑤から明らかなので，結局①は275～280年のことと考えられる。また⑥の石鑿の死亡は294年，張華の司空在任は296～300年であることが明らかなので，②は296～300年である。③の趙王倫の相国就任は300年(301年死)であるが²¹⁾，哲はごく

第1表 東哲の経歴とその推定年齢

推定 生年	在学 (275~280年)	閑居 (280~289年)	竹簡解説 (281年)	賊曹属就任 (296~300年)	趙王記室 (300年)
260年	15~20歳	20~29歳	21歳	36~40歳	40歳
265年	10~15歳	15~24歳	16歳	31~35歳	35歳

短期間で記室を辞し、その後間もなく死亡している。それゆえ、㊦死亡したのは300~305年頃であろう。そして㊦から逆算すると、推定生年は260~265年頃と考えられる。以上をまとめると上表のようになるが、推定生年を260年とみた場合経歴と年齢との間に目立った不合理は生じない。しかし生年を265年と推定すると、竹簡解説、著作在任が16歳のこととなり、この推定に無理があることが判る。結局東哲の生年は260年頃、入学は275年頃とみるのが適切であろう。なお彼の父・祖父はともに太守であって「並有名譽」といわれた家柄の出身である。東哲は国子学への入学資格を当然有していたであろう。前頁に引いた泰始8年詔の後半「大臣子弟堪受教者、令入学」を国子学への入学資格を定めたものと見なし得るなら、東哲は大臣=高官の子弟として、入学資格があったはずである。

もっとも泰始8年詔後半は、高官子弟の太学入学を勧めるものと解することができ、高氏もそのように解釈しておられる。しかしこの詔前半が太学の縮少・削減を意図していることは前述のとおりであるから、それと相反するような高官子弟の入学勧奨を後半で行なうのは矛盾である。ただ当時の太学生は「一般庶民を中心」としていたと考えられているので²³⁾、この詔は太学からの「庶民」の排除（前半）と貴族の進出（後半）をはかったものと考えられることも可能である。「此時的教育不過在保障特権子弟」といわれる高氏もこの考えに立っておられるようである。武帝がこの詔において貴族教育の振興を企図したことは確かだとしても、単にそのためだけならすでに泰始令に規定があり、270年頃に祭酒も任命されていた国子学を活用しなかった理由は説明し難いであろう。この点を考慮に入れると、詔の前半は太学（「庶民」教育）の縮少を、後半は国子学の活用（貴族教育の振興）とそのための国子学の整備、具体的には国子学入学資格の規定を、試みたものと見ることができる。そしてこうした文脈から眺めると、曹思文「上表」が「始立国子学」の年とした293年は、「大臣子弟」というやや漠然とした入学資格を、「官品第五以上」と厳密化した年、民衆や下級貴族との間に画された一線をいっそう太いものにした年であり、こうした意味での貴族学校としての国子学がその地位を確定したという点において「始立国子学」の年だったのである。293年に至って始めて国子学生が「招収」されたり授業が始められたのではない。

以上、近著において高氏が述べられた西晋国子学の設立過程を順次検討してきた。高氏所説(i)~(iv)のうちその結論が首肯されるのは(i)のみである。268年の泰始令は国子学の規定をもつものであり、氏のいわゆる「形式意義的学校」の成立をこの年に求めることができる。しかし「実質意義的学校」が実現していく過程は氏の主張とは相当異なり、270年前後に祭酒が任命され、272年には一応の入学資格が定められ、275年には国子博士・国子学生がいたことが明らかになった。ただ施設に関しては276年創建とされる高氏説が

確かな根拠に基づいていないことは明白であるが、その正確な年時を明らかにすることはできなかった。しかし275年にすでに教官・学生が存在した以上、この年以前に「建置屋宇」が完了していたことは疑えないであろう。

注

- 1) 高氏, 近著, p. 362 f.
- 2) 例えば旧著で参看し得なかった小島憲之『国風暗黒時代の文学』上(1968年10月)は、大学寮が朝鮮・南朝学制の強い影響をうけていることを主張した拙説を補強し得る有力な文献であるが、前稿ではあえてふれなかった。
- 3) 高氏, 近著, p. 128 f.
- 4) 『晋書』卷9 礼志に「泰始3年……詔太学及魯国」とみえる。
- 5) 『太平御覧』卷236, 職官部34, 国子祭酒。
- 6) 仁井田陞『唐令拾遺』(1964年9月) p. 265 ff, p. 128 ff.
- 7) 多賀秋五郎「儒教主義学校体系の形成」(多賀秋五郎編著『中世アジア教育史研究』1980年1月, p. 63)
- 8) 『宋書』卷39, 百官志。
- 9) 『芸文類聚』卷61, 居処部, 総裁居処。卷62, 居処部, 殿。
- 10) 『芸文類聚』卷62, 居処部, 台。卷63, 居処部, 堂, 館。卷64, 居処部, 宅舍。
- 11) 『晋書』卷54, 劉毅伝。
- 12) 『晋書』卷50, 庾純伝。
- 13) 『晋書』卷3, 武帝紀。
- 14) 『晋書』卷50, 曹志伝。
- 15) 『晋書』卷3, 武帝紀。
- 16) 『三国志』卷2, 魏書2, 文帝紀。
- 17) 本稿引用部分にも「孝武太元十年」という記述があるほか、引用部分の前後をみても、「漢桓帝延熹二年」(秘書監条)、「魏明帝太和中」(著作郎条)、「哀帝興寧二年」(光禄勳条)など、帝名・年号の形式を採る記述が多い。
- 18) 『晋書』卷26, 食貨志。ただし「戸調式」とあるが、これは仁井田氏がいうとおり、「戸調令」と解するべきであろう(仁井田氏, 注6) 前掲書, p. 227)。『令義解』卷2, 戸令, 三歳以下条(『新訂増補国史大系』<以下『国史大系』と略称> 卷22, p. 92)。
- 19) 史書の伝記に「少入学」「少好学」などの記述の多いことはよく知られている。しかし稀れに「年二十, 不好学」(『晋書』卷51, 皇甫謐伝)といわれるようなケースもある。この場合は、「年二十」-「少」, 「不好学」-「好学」が対照をなしているが、このことを通じて「少」が「年二十」以下であることが知られる。
- 20) 『晋書』卷51, 束皙伝。
- 21) 竹簡発掘は279年(咸寧5)のことであった(『晋書』卷3, 武帝紀)。
- 22) 石鑿の死, 張華の司空在任, 趙王倫の相国就任の年時は、『晋書』卷4, 惠帝紀による。
- 23) 越知重明「晋南朝の秀才・孝廉」(『史淵』116号, 1979年3月, p. 86)。ただし太学に学んだ「庶民」を被支配民衆と解するべきではあるまい。

II

(B)「形式意義的理論」と初期大学寮 前節で述べたように、西晋国子学が高氏のいわゆる「形式意義的学校」から「実質意義的学校」へ転化するのに要した期間は、高氏前著にいう足かけ18年でも、近著が主張する26年でもなく、精々足かけ8年であった。もっと

もそれにしても泰始令が規定する国子学が実際の開校に至るまでの間には相当の時間的距りがあり、高氏主張の「形式意義的理論」が西晋国子学に当てはまることは確かである。しかし翻って考えると、高氏のこの「理論」は、もともと西晋国子学の設立課程をモデルにして構築され、それが他の場合にも適用可能なことを主張するものと考えられるので、西晋に当てはまるのは当然のことである。そしてこのように「形式意義的理論」の提起を試みられたという点で¹⁾、近著は単なる一例として西晋国子学をあげられた²⁾ 前著とは異っている。本稿序で、近著が前著の論旨を深められたものと述べたのは、一つにはこの点にかかわってのことであった。

高氏前著があげられた西晋国子学の例を前稿で「異例というべきではなかろうか」としたのに対し、近著では類似例は西晋のほか新羅国学や日本大学寮にも見出されるので決して「異例」ではないと主張された。しかしこれは、見方によってはいわゆる「論点先取」の誤りを犯されたものともいえる。争点になっている大学寮の場合を、自説補強の材料に使っておられるからである。その上、高氏のあげられたこの例を、制度制定から実際の開校までに長期間を要した事例として仮に認めたにしても、それは後漢から唐代に至る古代東アジア諸国・諸王朝——中国17王朝、朝鮮3国、および日本の計21国中の3例、つまり1/7である。西晋等の事例を「異例」とした前稿拙説を反駁された高氏も、それが多数例だとか通例だとかいわれるのではあるまい。該当事例の多少とは別に、「形式意義的学校」の成立から「実質意義的学校」の完成までにはいくつかの段階があり得ることを、「形式意義的理論」として主張しようとされたのではないかと思われる。

ただ残念なことに、学校の成立過程においてある段階から次の段階への移行を可能にする要因や条件がどのようなものであるのかが、高氏の「理論」では全く明らかにされていない。「形式意義的理論」を教育史、とくに学校成立史の理論として提出されるからには、個別ケースに即してこの要因や条件を抽出し、それをより普遍的な形に定式化することが必要なのではないだろうか。ところが前節で見たように、高氏は西晋国子学の成立過程を相当詳しく叙述されたけれども、上記定式化はもちろん、個別要因析出さえ試みられていない。国子学の規定が泰始令に存在することを明らかにされたものの、以後、祭酒任命、学官定置、学生招収に至るまでにそれぞれ何年かを要することになったのはなぜかが、ここでは全く問われていないのである。ただ、令の規定と実際の施行とは時間的に別のことだということを歴史研究者は「不可掉以轻心」といわれるのみである³⁾。多くの「論史者」たちがこのことをネグレクトするほど「軽心」だとは思われないが、彼らはまた令の規定が即時実施される場合もあることを知っているはずである。どのような場合に即時実施され、どのような要因がそれを妨げるのかを明らかにすることこそが「論史者、不可掉以轻心」の問題なのである。

西晋の場合についていえば、国子学の規定を始めて令に盛り込んだ泰始令制定者たちは、恐らくその早期実施を意図していたであろう。純然たる上流貴族学校である国子学創出の阻止要因は少なくなかったであろうが、少なくともその一つとして、漢以来の伝統を負い、多数の学生を集めていた太学の存在が想定される。前にあげた泰始8年詔が、前節で推考した如く太学の削減・抑圧と国子学の発展とをはかろうとしたものと解し得るなら、この

詔は国子学成立過程の上で一つの画期をなすものとみることができる。高氏のいわゆる「士庶不分」の古い教育システムを、「士庶貴賤、涇渭分明」へと⁴⁾、つまり身分制学校システムへと方向づける転換点が見出されるからである。そしてこのような転換点には、新しいものの推進力のみならず、それに対抗する古いシステムのもつ潜勢力が、それぞれを支える政治的・社会的諸条件とともに鮮明に立ち現われているはずである。転換点とは新旧システムの、いわば決戦場にほかならないからである。従ってこのような転換点に着目することは、学校成立過程のある段階から次の段階への移行において働く推進・阻止要因を抽出するのに必要かつ有効な方法ではないかと考えられる。

しかし高氏は、西晋国子学の成立過程を述べるに当たって、このような方法を採用されなかった。氏はあるいは272年を転換点とみることに賛成されず、「建置屋宇」の年と見なされた276年や、学官「定置」の年とされた278年に、転換点があると主張されつづけるかもしれない。しかしそれならそれで、276年になぜ校舎が建てられたのか、換言すればそれ以前にはなぜ校舎が建てられなかったのか、また、278年になぜ始めて学官がおかれたのか、換言すればそれ以前にはなぜ学官がおかれなかったのか、それぞれどのような要因や条件が働いていたのか、ということ考察されるべきではなかったのだろうか。

このように新システムの実現が旧システムのために阻止された事情を、西晋国子学に関しては明らかにされようとしなかった高氏も、新羅国学については、一応明らかにしようと努めておられる⁵⁾。新羅国学が「形式意義」から「実質意義」に至るまでに前後65年を要したとする高氏説が、そのまま承認し得るものであるか否かについては目下未検討であり、暫く判断を保留せざるを得ない。しかし高氏が新羅国学の早期成立を妨げたものとして花郎教育をあげておられるのは、大筋においては恐らく適切であり、結局氏も、新しい教育システムが創出されていく場合、その推進要因と阻止要因とが葛藤することを認めておられるのではないと思われる。しかしこれらの諸要因をはっきりと抽出し、そこに働く歴史的メカニズムを定式化して示すという方向が、氏の「形式意義的理論」には遺憾ながら欠けているようである。氏が史実の考証や提示のみに終始されているのであれば、要因抽出やその定式化はむしろ問題にはならないであろう。しかし近著において「形式意義的理論」を「理論」として提起されたからには、それがより完全なものに近づくために、叙上の点へのいっそうの配慮が必要であろう。

このように理論として未成熟な点を含む「形式意義的理論」を日本の場合にも適用し得ると高氏は主張し、さらに近江令の存在を肯定する立場から、668年の学校制度の創始、670年の学官設置、675年の学生「招収」という前著の説を近著でも繰り返されている。このうち学官設置の年に関しては高氏説・拙説の間に対立はない。(a)668年を学校制度創出の年と見なし得るかどうか、(b)675年を学生招収の年と考えてよいのか否か、(c)「形式意義的理論」は日本へも適用可能なか不可能なのか、の3点が、大学創設ないし初期大学寮の問題をめぐっての対立点である。以下この3点についての高氏説を検討してみたい。

(a)高氏は近江令、さらにその学令の存在を肯定し、前著では学令の存在を推測し得る間接的証拠として5点をあげられたが、それが学令存在の傍証にならないことを前稿で指

摘した。ところが近著ではこの指摘には答えず、単に「従許多旁証看来、筆者支持存在説」といわれるのみである。近江令の存否について諸説があることは改めていうまでもないが、その学令の存在については近江令存在論者の中でも、直接、間接の証拠を提出して積極的に論じた人はいないようである。それどころか武光誠氏のように近江令の存在を認めても、「天智朝に後の令に相当するほど整った法令は作られなかった」とする立場もある。そしてこの立場からはのちの官位令・儀制令・衣服令に相当する内容が近江令に含まれていたという推測がなされているが⁶⁾、学令の存在はむしろ主張されていない。仁井田陞氏がすでに明らかにしているように、唐令にあっても開元7年令は学令を欠き、武徳令、永徽令では学令の存否は不明である⁷⁾。それゆえ、近江令の存在を認める立場からしても、それが学令を含むものであったことを推測し得るに足る傍証を見出すことは極めて困難、というよりはほとんど不可能であろう。その上、前節でふれた西晋太学のように令成立以前に学校が設置されている例もある。唐初618年の国子学・太学・四門学設置の指令⁸⁾も、唐代最初の令である武徳令(624年)に先立っている。このように律令が基本的法典であった時代においても、令の制定を待たず単行法令によって学校が設置されるということは、決して稀有のことではなかった。それゆえ、近江令の存否を確認しなければ学校設立時期を明らかにし得ないというわけは全くない。旧著でも前稿でも、近江令の存否という問題には立ち入っていない。ところが高氏近著は前稿拙説の一部を「六六八年的近江令、更不得視為創設学校之年」と述べていると要約された。これは明らかな誤解である。「六六八年的近江令」の存否については判断を保留した上で、670年に学校設置の指令が出されたとするのが、一貫した拙説の主張である。

(b)675年が「招収学生授課」の年であるとする高氏の所説についても、前著を補強する主張を近著で全くしておられないので、前稿で見落していたことを付加しておきたい。それは一種の単純ミスであるが、高氏は前著において、「完成実質意義之学校教育」の年を天武3年、即ち西暦675年とされたが、これは674年の誤記である。前稿もこれに引きずられた形で高氏と同じ誤りを犯したが、ここに訂正しておきたい(なお近著でもこの誤りは訂正されていない)。この誤記問題を別にして、前稿拙説には改めるべき点は全くない。

(c)高氏の「形式意義的理論」が現状では未成熟の面をもつことは、前述の如く否定し難いところである。従ってそれを日本の学校成立過程の説明や解釈に用いることには、躊躇が感ぜられざるを得ない。固より筆者はこの「理論」を妄説とは決して考えていない。従って前稿が「無須分形式与実質」という意味のことを述べたとされる高氏近著での要約は、誤っているといわざるを得ない。前稿では「兩者(形式と実質)は論理的に區別し得るものであり、また時間的にも後者が前者に先立つものでないことは当然」と、はっきり述べているのである⁹⁾。もちろん状況によっては両者の時間的間隔が接近する(極限としてはほとんど同時)ということもあり得るであろう。学校成立の各段階において、「形式」を「実質」化しようとする要因、それを阻害する要因がつねに働いているはずであり、前者が後者に比して圧倒的に強大であれば、接近は当然起こる。ただ先述のとおり、これらの要因がどのようなものであり、どのように作動する歴史的メカニズムのもとにあるのかということ、高氏は一般的にも、個別的にも十分明らかにしておられない。このような「理論」と

しての未成熟性が克服されておれば、類似要因を日本の場合についても摘出しそこに手がかりを求めて、670年までなぜ学官が設置されなかったのか、もし学生招収が高氏のいわゆる674年であるとすればその時まで学官は開店休業の状態におかれたのかなどを、説明することができるはずである。しかし「形式意義的理論」の現状では、それは恐らく無理というほかはないであろう。

ただ先にふれた西晋国子学や新羅国学の場合から示唆されるるところに従えば、日本においても古い教育システムが学校成立過程においてどのような作用（ないし反作用）をしたかということが、一つの着眼点になるかもしれない。日本における学校成立以前の教育システムといえば、まず思い浮かぶのは史部集団の教育であろう。創設直後の学校——初期大学寮が百済亡命貴族を主とする渡来氏族集団の手中にあったことは疑えないので、古い渡来氏族である史部たちが新しい渡来氏族の学校の出現にどのように反応したのかということ、『書紀』天武6年(677)6月是月条の東漢直に対する政府の譴責や養老学令が東西史部に入学資格を賦与している周知の事実などを視野に入れつつ分析することは、上記二要因の大小強弱を見きわめる上での有力な手がかりになるであろう。こうした作業を通じて「形式意義的理論」を日本の場合に適用すること、より正確に言えばこの「理論」に依拠して初期大学寮の成立過程を解明することは、決して不可能なことではないと考える。ただ現状では、「形式意義的理論」が日本における学校成立過程の説明理論になり得ていないことは、やはり前述のとおりだということほかはない。

(C)学職と大学寮 創設時の学校名称について高氏はそれを大学寮だとされ、拙説は学職と考えている。前稿では『天武紀』にみえる兵庫職が養老令制の兵庫寮に当ることを例として後世の寮が職と呼ばれた事実があること(この点には旧著でもふれている)、および『天武紀』『持統紀』所見の大学寮という名称は、『書紀』の官職・官司名記載の仕方からみて必ずしもそのままでは信じられないことを指摘し、『天智紀』10年正月是月条の学職が当時の学校名称であって、高氏のように学職頭を「学校教職之長官」とみるのは誤りであることを述べた。名称問題はそれほど重要ではないと考え、前稿では「簡単にふれ」たにすぎないが、高氏はこれを非常に重要視されたらしく、近著では約8頁をこの問題に割いて前稿拙説に反駁を加えられた。再び「簡単にふれ」たのではかえって誤解を深めることになるかもしれないので、次にやや詳しく考えてみたい。

兵庫職改称という問題について、高氏は兵庫職が養老令制で兵庫寮に改称されたのではなく、養老令では単に「兵庫」であったといわれる。しかしこの改称があったということは別に筆者の新発見ではなく、よく知られた事実である。かつて坂本太郎氏も、近江令存在説の立場から「近江令官名一覧」の中で、兵庫職が_左兵庫寮と改められたと指摘されたことがあった¹⁰⁾。

ところが高氏は、養老令では『義解』『集解』とも兵庫に寮の字はなく、『令集解』所引大同4年3月14日官符・天平神護元年閏10月25日官符も「兵庫均無寮字」といわれる。国史大系本『令義解』に寮の字がないのは事実であるが、『令集解』には巻5目次には単に「左右兵庫」とあるものの、本文には「左兵庫寮右兵庫准之」とみえる¹¹⁾。この本文の下に氏を取り上げられた大同4年・天平神護元年官符が引かれているので、高氏が「左兵庫

寮」の文字を見落されたのはふしぎである。また『令義解』一本に寮の字を含むものがあることは国史大系本頭注が注意しているとおりで¹²⁾。つまり養老令では兵庫寮、兵庫の両者が用いられており、上引『令集解』の本注「右兵庫准之」は寮の字を省略したものであることは確実である。高氏挙例の中にも同じようなケースが含まれているかもしれない。ただし天平神護元年官符には「出納兵庫器仗」とあるので、この場合は武器を収蔵する兵器庫と解され、大同4年官符は史生2人の設置を定めたものなので兵器庫を管理する官司を指し寮の字が略された可能性がある。後者と同様の例としては元慶5年11月25日官符・延喜14年7月10日官符をあげることができる¹³⁾。寮の字が省略されることがあるのは兵庫寮に限ってのことではなく、例えば弘仁9年5月25日官符の「大学」は「大学寮」の省略である¹⁴⁾。養老令以前の職が養老令制で寮と改称された例として兵庫職をあげたのは、高氏のいわれるような「十分牽強」ではないのである。

なおこのことに関連して高氏は、学職頭の語は『天智紀』分注に1か所現われるのみだが、大学寮は『天武紀』『持統紀』に2か所、大(学)博士は3か所見えるので、大学寮を当初の学校名称と考えるべきだといわれている¹⁵⁾。先に現われた名称(学職)より後出の名称(大学寮)の方が信頼度が高いとされる理由は明らかでないが、前者が分注、後者が本文で、しかも出現数が多いということでもあろうか。いろいろの論点を含む主張ではあるが、まず上記分注の信頼性については、それを高く評価する意見が従来の研究に多い。坂本太郎氏がこの分注を「本文の筆者が本文と共に記した可能性の最も大きい分注の例である」としているのは、その一例である¹⁶⁾。もっとも佐藤宗諱氏のように「のちの加筆とみなす方が妥当」とされる場合もある。しかし「のちの加筆」とは『書紀』成立以後の追筆ということではなく、「おそらく後に沙宅紹明が法官大輔に、鬼室集斯が学職頭となったことを示すものとみなすべきであろう」という¹⁷⁾。鬼頭清明氏は佐藤説を支持する立場から加筆時期を問題にしつつ、紹明が天武2年(673)死亡している事実注目、分注内容が天智朝末の事実を示している可能性を否定できないと結論している¹⁸⁾。近江令存否についての論者の意見の相違¹⁹⁾が分注信頼性に微妙に影響しているようであるが、いずれにせよ分注の史料価値はそれぞれに承認されているのである。

これに対して『天武紀』『持統紀』にみえる大学寮という名称の信頼性を検討した研究にはまだ接していないが、この4例(5例でないことについては注15)参照)を一様に「すべて後代の名称で呼びかえたもの」とは考えていない。すでに旧著でもふれているが²⁰⁾、浄御原令(689年6月)において大学寮の名が学校名称として採用された可能性もあると思われるからである。従って検討対象となるのは浄御原令以前の2例であるが、これを後世の呼びかえとみるか原名(当時の呼称)とみるかは、天智朝官制と天武・持統朝官制の継続性の問題とかかわっている。この継続性については、①近江令が存在しその官制(大宝の官員令に当るもの)が浄御原令まで全く変化しなかった、②近江令は存在したがその官制には変化があった、③近江令存在せず、官制も変った、の三者が考えられる。そこで天智朝の官司・官職名に対応する天武・持統朝のものを『書紀』の記述から拾うと第2表のようになる。当面問題の学職—大学寮を除く5例は、名称に変化のないもの、名称の変ったもの、天武朝に存否不明のもの、存在すれば任命記事があるはずなのにそれがないため廃

第2表 天智朝末～浄御原令以前の官司・官職名

年 月	天 智 朝 官 名	年 月	天 武・持 統 朝 官 名
671年1月	太政大臣, 左・右大臣		(任命記事なし)
"	御史大夫	680年7月	納 言
"	法官 (大輔)	678年10月	法 官
"	学職 (頭)	675年1月	大学寮
671年11月	大蔵省	686年1月	大蔵省
671年	大炊省		(存否不明)

止されたと考えられるものに分れる。これをまとめると、天智朝一天武朝の間には完全な意味での官制の継続性はなく、㊤か㊦であることが判明する。つまり近江令の存否とはかかわりなく、少なくとも一部官制が変っているのである。従って、官制の変化が一切なくその上675年にみえる大学寮の名が原名である場合にのみ成り立つところの高氏の説（675年の大学寮名を670年まで遡及できるとする説）は、成立のための確かな根拠をもたないということになる。

このように、創設時の学校名についての高氏所説の不成立がさらに明らかになった以上、『天武紀』『持統紀』にみえる大学寮名称の信頼性を検討する意味は減少したといえる。しかし高氏は浄御原令以前の大学寮という名が後世の書きかえであるとする証拠を示すことを求めておられるので簡単に一言する。『天武紀』『持統紀』には次のように養老令制どおりの官司・官職名(左側に記す)と、それに該当すると思われる別の名称(右側に記す)とが現われている。

宮内卿(天武9・7・25)——宮内官大夫(天武11・3・1) 大蔵省(朱鳥元・1・14)——大蔵(朱鳥元・9・28) 左右大舎人(朱鳥元・5・)——左右舎人(天武13・1・23) 民部省(朱鳥元・7・10)——民官(朱鳥元・9・29) 膳部(持統元・1・1)——膳夫(天武11・3・28)

各組の右側に記した名称が当時のものと思われるので、左側のものは当然後代の書きかえと考えられる。こうした傍例があるにもかかわらず大学寮に限ってそうでないと高氏が主張されるなら、その証拠をこそ示されるべきであろう。

ところで高氏が学職を学校名であることを認めようとされない理由の一つは、学を学館、職を官職と解しておられるからで、近著でもこの主張を補強するためこの二語の使用例を広く検討された。そして学職は学館を勤務場所とする官職、すなわち教職であり、学職頭はその教職者つまり博士を「統撰」する長官であるという主張を繰り返された。そして、学職頭が博士たちを統撰する長官なら、670年当時多数の博士がいたのかと前稿で問うたのに対し、多数の博士とは3世紀から大化までに『書紀』に現われる「伝統博士」を一応指すが、高氏自身の真意は「学職頭が学校教職之頭であることを強調するにある」と近著で答えられた。この答には不分明な点もあるが「伝統博士」とは東野治之氏が「ある技能に秀でたもの」といわれるものに該当し、「多くは技術官」であろう²¹⁾。学職頭が技術官

たちを統撰したということになるのは理解に苦しむところである。

しかし一方で高氏は、直木孝次郎氏が藤原宮跡出土木簡の「菌職」「陶官」が大宝令制の園池司・管陶司に当るとされた²²⁾ことに賛意を表し、職には官職の意味のほか官司の意味もあることを承認された。そして学職は学校教職と解する以外に学館と解することもできるとされたが、後の意味の学職は決して特定の学校の名ではなく、庠序と同じく学校の汎称であろうとも述べておられる。設立当初の学校名が大学寮であったという主張は撤回されていないものの、学職の職に官司、従って寮の意味もあり得ることを高氏が認められたことによって、校名をめぐる高氏説と拙説との相違点は、全く消滅したとはいえぬにしても、基本的には小さいものになったといえる。小さい相違点をめぐる拙説は上来述べてきているので付加すべきことは少ないが、次の一点だけを補足しておきたい。それは、菌職木簡についての鬼頭清明氏の説には傾聴すべきものがある、ということである。鬼頭氏はこの木簡の出土状況から、菌職は大宝令制園池司の前身官司でない可能性があることを指摘されたのであるが²³⁾、この説に従えば菌職は大宝令制には継承されずその職務は典薬寮に吸収された可能性が残ることになる。7世紀の職が8世紀に寮にかわった例としては、やはり兵庫職が一定の意義をもつのではないかと考えられる。

(D)二三の小さい問題について 蛇足に近い形になるかもしれないが、高氏近著の中で一考を煩わしたい問題の若干にふれる。その一つは、学職が教職の意味をもつという氏の主張の傍証としてあげられた儒職という語についてである。この語は高氏所引の橘直幹奏状(954年)の例では文章博士を指し、まさに現代語でいう教職である。しかし『二中歴』には儒職として式部大輔・学士侍読・撰関侍読・儒者弁・文章博士・大博士・算博士・大外記・大夫史が列挙されている²⁴⁾。この中にはいわゆる教職者も含まれているが、紀伝・明経・算道の出身者が就くことの多い官職が儒職なのである。語義が時代によって変ることはいうまでもないのであるから、7世紀の問題を論じるのに10世紀の例を出されたことには疑問が残るとしなくてはならない。

同じく疑問、といってもこれは氏の教えを請いたい点でもあるが、西晋祭酒博士の職掌は太学・国子学を「総領」することであって「諸学の長官的職位にあることは殆んど疑問がない」と近著で明言されている²⁵⁾。ところが他の箇所では「西晋所設の国子学は太学に隷属している」とか、「兩晋にあってはこの国子学は太学に隷属している」とか、繰り返していわれている²⁶⁾。一方『晋書』卷14、職官志には「太常、有博士、協律校尉員、又統太学諸博士」とみえる。祭酒博士(国子祭酒)・太常・国子学・太学の統属関係は一体どのようになっているのか、極めて理解が困難である。古代の官司組織が現代の行政組織のような統属関係をもって構成されていないことは想像に難くないが、上記4者の関係は余りにも複雑である。ぜひ明快な説明を頂きたいと思う。

高氏が近著において、「大学寮之首任(長官)『学職頭』」と明瞭に述べられたのは²⁷⁾、従来の立場から大きく一步を踏み出して前進されたものとして、潜越ながら高く評価し、賛意を表す。しかし官司名(大学寮)がその長官名(学職頭)と一致しないのは不合理である。この不合理を克服する方向に、研究をさらに一步進められることを、併せてお願いし、かつ期待したいと思う。

(E)得業生の性格について 730年大学寮に新設された得業生を唐の国子監大成にならったものと考えた旧著拙説に対し、高氏は同時に設置された典藥・陰陽二寮得業生を含めてその性格を考えるべきだという立場から、日本独自の奨学制度であることを前著で論じられた。前稿では、大学得業生は唐制の模倣だが二寮得業生については日本独自とする高氏説が承認されるとしたが、高氏近著はこれに対し、①同時に始められた得業生制度のうち、一部が外国の模倣、一部が自国独創とするのは「常理」でない、②明経・医・算・明法各1名という構成をもつ大宰府学得業生(845年)が唐制の模倣であるはずはないとして、③唐制模倣説には何の証拠もない、と痛撃された²⁸⁾。

しかし①に関して高氏が述べられていることは近著の他の箇所でも述べられていることと矛盾している。高氏は日本が唐制の選択的受容をしたことを指摘されているのであるが²⁹⁾、選択的受容がある部分を探り、他を探らないことを意味することはいうまでもない。採らなかつた部分はそのまま放置されることもあるが、自国独自のものをもってそれに付加することも当然あるはずである。大学得業生が唐制を模倣したものであり、二寮のそれが日本独自のものであるということは、まさに選択的受容がなされたことを意味する。決して「常理」に反することではない。③得業生制度が始められて以後1世紀余を経た時点で成立した府学得業生は、むしろ高氏のいわれるように唐制とは直接の関係はない。半ば唐制にならない半ば日本の独創として発足した得業生制度が、それなりの発展を遂げた結果が、府学得業生だともいえる。もしそうであるなら、府学得業生は、中国に淵源する「共同性質」の上に各国独自の展開が加って東亜教育圏の形成をみたとする高氏近著の基本主張を実証する些かな一例とみなすことができるはずである。④直接証拠がないという高氏の批判は当たっているが、大学得業生が大成と極めて類似していることは前稿で述べたので繰り返さないけれども、このことは間接的証拠の一つにはなり得るであろう。それに比べると遙かに証拠力の弱い傍証ではあるが、平安時代に入って大学得業生のみならず二寮得業生までが、こんにちの大学院に近い高度専門家養成コースになった事実をあげておきたい。10世紀の得業生試制度の創始はそのことを示す³⁰⁾。大成と無関係に始められた二寮得業生までが、結局大成にならなかつた大学得業生と同じ性質のものになっている事実は見逃し難いといわねばならない。

以上、非常に不十分ながら高氏の拙説批判に答えた。高氏所説の理解不十分のため答えられていない点があればご寛恕を願うほかはない。

(付記) 高氏のご批判に答えるべきことについて宮城教育大学の江森一郎氏から貴重なご示唆を頂いた。とくに記して感謝の意を表す。

注

- 1) 高氏, 近著, p. 362.
- 2) 高氏, 前著, p. 14.
- 3) 高氏, 近著, p. 363.
- 4) 同上, p. 137.
- 5) 同上, p. 288 ff.
- 6) 武光誠『日本古代国家と律令制』(1984年4月) p. 57.

- 7) 仁井田陞『唐令拾遺』(1964年9月) p. 56. 高氏近著(p. 175)は学令を欠く開元7年令において、学令に当る内容は祠令・選挙令・考課令などに移載されたであろうと推測されている。移載可能な条項もあるが、休暇や教科書の規定などは適当な移載場所があったか疑問である。
- 8) 『旧唐書』巻189, 儒学伝序は国子学等設置を619年とするが、多賀秋五郎氏がいわれるように(同氏『唐代教育史の研究』1953年2月, p. 12), 618年とすべきであろう。
- 9) 前稿, p. 104.
- 10) 坂本太郎『大化改新の研究』(1938年6月) p. 495.
- 11) 『国史大系』巻23, p. 121, p. 147.
- 12) 『国史大系』巻22, p. 57.
- 13) 『国史大系』巻25, p. 451, p. 186.
- 14) 同上, p. 263.
- 15) 高氏が挙げられた5例中、「大博士」の1例は大学(寮)の例に数えるべきではないと思われ、事例数合計は4例である。
- 16) 坂本太郎『日本古代史の基礎的研究』上, 文献篇(1964年5月) p. 162.
- 17) 佐藤宗諱「律令太政官制と天皇」(『大系・日本国家史』I, 1975年9月, p. 180)
- 18) 鬼頭清明「日本の律令官制の成立と百済の官制」(弥永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上, 1978年5月, p. 201 f.)
- 19) 坂本氏は近江令存在説, 佐藤氏は非存在説, 鬼頭氏は、この論文ではこの問題に「深く立ち入らない」と述べている(鬼頭氏, 前掲, 注18)論文, p. 210)
- 20) 旧著, p. 20.
- 21) 東野治之「四等官制成立以前における我国の職官制度」(『ヒストリア』58, 1971年11月, p. 22)
- 22) 直木孝次郎「大宝令前官制についての二、三の考察」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中, 1978年9月, p. 5 ff.)
- 23) 鬼頭氏, 前掲, 注18)論文, p. 205.
- 24) 『二中歴』第2, 儒職歴(『改定史籍集覧』23, p. 39 ff.)
- 25) 高氏, 近著, p. 133.
- 26) 同上, p. 135, p. 143.
- 27) 同上, p. 284.
- 28) 同上, p. 377 f.
- 29) 同上, p. 313.
- 30) 『類聚符宣抄』9, 医生試, 天文得業生(『国史大系』巻27, p. 279, p. 281)